

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人が勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所（当時）の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち昭和50年10月1日から同年11月1日までの期間においては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から57年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社が経営するB事業所に勤務しており、厚生年金保険料控除の事実を確認できる給料支払明細書が1枚あるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと認められる。また、申立人が提出した昭和50年10月の給料支払明細書には、事業所名及び係印は記載されていないものの、厚生年金保険料の控除が確認できる。

一方、オンライン記録及び事業所名簿によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の閉鎖登記簿に記載された当時の役員及び申立人が一緒に働いていたとする同僚の供述から、同社は、常時5人以上の従業員を使用していた状況にあったことが推認できることから、

当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、A社の閉鎖登記簿に記載された当時の役員及び申立人が一緒に働いていたとする同僚に申立人が提出した給料支払明細書の様式等について照会したところ、当時の役員からは、「給料支払明細書は、当時、A社が使用していたものと同じ様式だと思う。」との供述を得ているほか、同僚の一人からも、「給料支払明細書は、当時、A社から支給されていた給料明細書と同じものである。」との供述を得ていることから判断すると、同明細書は、同社が使用していたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間のうち、昭和50年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出している給料支払明細書の保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間のうち、昭和50年10月1日から同年11月1日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和50年4月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から57年9月1日までの期間については、申立人の雇用保険の加入記録から、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であることを確認できず、申立人が一緒に働いていたとする複数の同僚についても同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、事業主は既に死亡していることから、A社の閉鎖登記簿に記載されている当時の役員に、厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について照会したところ、「当時の書類は保存されていないので不明である。」との供述を得ている。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする複数の同僚に照会したところ、「私は、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金を納付していた。」との供述を得ている。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、昭和50年4月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から57年9月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給

与明細書等の資料も無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 57 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 6 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 47 年 10 月 11 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 48 年 5 月 11 日から同年 8 月 29 日までの期間となっており、申立期間の一部について同社で勤務していたと認められる。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿によると、A社は、昭和 48 年 8 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人は、季節雇用で運転手として働いていた。当社に申立人の雇用保険の届出書類の控えが保管されており、取得日は、昭和 47 年 10 月 11 日及び 48 年 5 月 11 日と記載されているが、それぞれの離職日の記録は保管されておらず、勤務期間は不明である。また、当社が厚生年金保険の適用事業所になったのは 48 年 8 月 6 日であり、適用事業所となった当時も、原則として季節雇用の従業員は厚生年金保険に加入しておらず、申立人も厚生年金保険に加入していない。」との回答を得ている。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする同僚のうち、連絡が取れた者に

照会したところ、複数の者から、「申立期間当時、雇用保険には加入になっていたと思うが、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」との供述を得ている。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで
② 昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間の標準報酬月額について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について前後の年よりも著しく低く算出されていた。申立期間当時は営業職であったが、給与が下がった記憶は無く、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額は、A社B支店における昭和45年8月1日は4万2,000円、C社における資格取得時の46年5月1日は4万2,000円及び46年10月1日は6万4,000円とそれぞれ記載されており、オンライン記録に記載されている標準報酬月額と一致しているほか、記録訂正の形跡は認められない。

また、オンライン記録によると、申立期間①に係るA社B支店は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、A社本社に照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立人に対する給与支給額、保険料控除額、厚生年金保険の届出状況は不明である。」との回答を得ているほか、申立期間②に係るC社に照会したところ、「申立人に対する給与支給額、保険料控除額は不明である。」との回答を得ており、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないものの、C社が保管していた申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立期間②に係る資格取得時の標準報酬月額は4万2,000円と記載されていることが確認できるほか、同社では、「当社は、A社B支店を含む4社

を統合して昭和 46 年 5 月 1 日に設立したが、この際の資格取得時の標準報酬月額が社会保険事務所への届出は、統合前の標準報酬月額をそのまま引き継いでいる。」としていることから、申立期間①についても、同額で届出されたことが推認できる。

さらに、申立期間当時、これらの事業所において、厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚に照会したところ、「事務職の場合は、固定給、通勤手当及び残業手当で給与が決まり、営業職は固定給及び歩合給により決まるが、営業職は歩合の割合が大きく、営業成績が良ければ社長の給与よりも高くなる者もいた反面、営業成績が悪ければ給与は大きく下がることもあった。」、「管理職よりも販売成績の良い係長クラスの方が給与は高かった。」旨の供述を得ており、いずれの当該事業所も当時は、職種や役職により報酬額の変動が大きかったことがうかがえる。

加えて、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 11 月 21 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
昭和 34 年 7 月に A 社 B 支店の鉄工場に入社し、途中、36 年 10 月 23 日から同年 12 月 13 日まで C 社に勤務した後、37 年 1 月から A 社 B 支店の鉄工場に再度入社した。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、昭和 37 年夏ごろに健康保険証を使用した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人が昭和 37 年ごろから A 社 B 支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和 34 年 7 月 6 日から 36 年 10 月 2 日までの期間は A 社 B 支店において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間については、同社における申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないほか、申立人は A 社 D 出張所鉄工場が A 社 B 支店から独立して適用事業所となった昭和 38 年 11 月 21 日に資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務したとする同僚のうち連絡先が判明した複数の者に照会したところ、昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までのそれぞれ異なった時期に入社したと供述しているが、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、いずれも申立人と同日に A 社 D 出張所鉄工場において厚生年金保険の資格を取得していることから、A 社 B 支店（鉄工場）は当

時、一定期間に採用した者をA社D出張所鉄工場が適用事業所となった38年11月21日にまとめて加入させていたことがうかがえる。

さらに、A社B支店に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月5日から21年6月30日まで
② 昭和24年6月14日から28年3月6日まで
③ 昭和28年10月6日から29年11月10日まで

申立期間②及び③の期間を厚生年金保険の加入期間として年金を受給していたところ、社会保険事務所（当時）から、申立期間①の期間の記録が見つかり、すべての期間について脱退手当金が支給されているため、支給済の分について返納手続を取るとの連絡を受けた。

最後に勤務したA社は、急な事情で辞めており、脱退手当金を請求する時間は無く、その後も自分で請求手続をした覚えも受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件が改正された昭和29年5月以降に退職した者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある5人のうち3人に脱退手当金の支給が確認でき、いずれも資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録のある者のうち連絡の取れた者は「会社に手続をしてもらった。」と述べているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和29年12月10日に支給決定されているなど、一

連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間②及び③の被保険者記号番号は、申立期間①と同一の被保険者記号番号に重複整理されていることが確認でき、重複整理の年月日は不明ではあるが、申立人がA社を退職後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していないことを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われた可能性も考えられ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。